

(1) 新入生4月申請用

様式第1号 高等学校等就学支援金受給資格認定申請書 (第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係)

埼玉県教育委員会 宛

令和2年4月 日

※太枠内は生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒が在学する学校の名称		連絡先	
さいたま市立 高等学校		自宅の電話番号	
学科・学年・クラス・番号 ( 科 年 組 番 )			
ふりがな		保護者等の携帯番号 (生徒との続柄)	
生徒氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 年 月 日 平成		
生徒の住所	〒 都道 市区 府県 町村		

高等学校等就学支援金

該当するものに☑を付けてください。(別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

<input type="checkbox"/> 受給資格認定申請書	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。
<input type="checkbox"/> 不申請の申出書	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しません。 (授業料を納付する必要があります。)
※ 申請しない理由	<input type="checkbox"/> 市町村民税所得割と道府県民税所得割の合算額 507,000 円以上のため <input type="checkbox"/> その他 ( )

※「不申請の申出書」に☑をする場合(申請をしない場合)は、以下の欄の記入及び課税証明書等の添付は不要です。

次の事項を必ず確認の上、☑を付けてください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。 また この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。
--------------------------	--

【1. 高等学校等の在学期間について】

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 さいたま市立 高等学校	令和 年 月 日～ <うち支給停止(休学)期間> 年 月 日～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校(全日制)
②-1過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日 <うち支給停止(休学)期間> 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②-2過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日～ 平成 年 月 日 <うち支給停止(休学)期間> 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

- ※ 次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・ 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
  - ・ 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制の場合は48月)を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間(休学期間)は含めません。)

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分

<input checked="" type="checkbox"/> 4月～6月（個人番号カードの写し等 又は令和元年度の課税証明書等を添付）	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月（個人番号カードの写し等 又は令和2年度の課税証明書等を添付）
---	--

(2) 申請時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等又は課税証明書等については次のとおりです。

（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) -1 次の保護者等の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付します。	
①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
親権者1名分（②に該当する場合は、次のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください。）	
②	<input type="checkbox"/> 親権者の1名が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されたとしても所得制限の要件に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/> 親権者の1名が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/> ・離婚、死別、未婚等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合（DV、児童虐待、育児放棄、失踪）等
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 〃 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。）
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、・成人に達している場合・未成年であるが市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合等
(2) -2 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付しません。	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 例（児童相談所、児童養護施設、里親、ファミリーホーム等）
⑦	<input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割と道府県民税所得割を課されていない場合、又は個人番号の指定を受けていない場合

**個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄**

（⑥・⑦にを付けた場合は記載不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
ふりがな		ふりがな	

※ 保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚、死別、養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

**【3. 確認事項】**

・ 高等学校等就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

・ 高等学校等就学支援金の支給に係る授業料の徴収猶予の取扱いについて、徴収猶予を希望します。

※ 審査の結果、高等学校等就学支援金の支給がないと見込まれる場合は、授業料を支払う必要があります。

※ 明らかに高等学校等就学支援金の支給がないと見込まれる場合は、徴収猶予ができないことがあります。